

（仮称）土浦市立上大津地区統合小  
学校基本・実施設計業務委託プロポ  
ーザル選定検討委員会設置要項

を公表する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

土浦市長 安 藤 真 理 子

## 土浦市告示第 3 2 5 号

### (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託プロポーザル選定検討委員会設置要項

#### (趣旨)

第 1 条 この告示は、(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要綱(令和 5 年土浦市告示第 3 2 4 号。次条において「実施要綱」という。)第 3 条第 1 項の規定により設置する(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託プロポーザル選定検討委員会(以下「選定検討委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第 2 条 選定検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要綱第 4 条の応募要領の検討に関すること。
- (2) 実施要綱第 5 条第 3 項の選定基準の作成及び同項に規定する提案者の選定(第 4 号及び第 6 条において「選定」という。)の検討に関すること。
- (3) 実施要綱第 7 条第 1 項の審査及び評価基準の作成並びに同項の契約候補者の特定(以下「特定」という。)の検討に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、選定及び特定の検討に関し必要な事項

#### (組織)

第 3 条 選定検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、総務部長及び教育部長をもって充てるほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校施設の在り方に関する学識経験を有する者
- (2) ICT 教育に関する学識経験を有する者
- (3) 地域施設計画に関する学識経験を有する者

4 委員の任期は、第 6 条の規定により特定の検討の結果を市長に報告する日までとする。

5 委員長は、会務を総理し、選定検討委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 選定検討委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、これを非公開とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委員の責務）

第5条 委員は、第2条に規定する所掌事項を厳正かつ公平に執行しなければならない。

2 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後も、同様とする。

（報告）

第6条 委員長は、選定及び特定の検討の結果を市長に報告する。

（事務局）

第7条 選定検討委員会の事務局（以下この条において「事務局」という。）は、教育委員会事務局教育総務課に置く。

2 事務局は、委員長が統括する。

3 事務局は、選定検討委員会の事務に関する事項を処理する。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、選定検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定検討委員会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年11月24日から施行する。

（最初の会議）

2 第4条第1項の規定にかかわらず、選定検討委員会の最初の会議は市長が招集し、第3条第2項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

（この告示の失効）

3 この告示は、第3条第4項に規定する委員の任期が満了した日に、その効力を失う。